

管理番号 No. _____

重要事項説明書

(訪問介護)

利用者： _____ 様

事業者： ホームヘルプ こもれび家族

訪問介護重要事項説明書

[令和6年4月1日現在]

1 ホームヘルプこもれび家族が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

TEL 042-806-0350

重要事項説明者 _____ / 管理責任者 _____

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 訪問介護事業所の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ホームヘルプ こもれび家族
所在地	東京都 国分寺市 西町 3-14-7
介護保険指定番号	訪問介護 (東京都 1373101490)
サービスを提供する地域	国分寺市、立川市、国立市、小平市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 営業時間

月～金	午前9:00～午後6:00
-----	---------------

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1名	0名	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	2名	0名	2名
サービス提供責任者	訪問介護員養成研修1級修了者	0名	0名	0名
サービス従業者	介護福祉士、訪問介護員養成研修1級修了者、介護職員初任者研修修了者 あるいは 訪問介護員養成研修2級修了者	3名	5名	8名

(4) サービス提供の時間帯

	早朝 6:00～8:00	通常時間帯 8:00～18:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00
平日・土	○	○	○	○
日・祝日	○	○	○	○

※ 時間帯により料金が異なります。

※ 早朝(6:00～8:00)深夜(22:00～6:00)のご利用につきましてはご相談ください。

(5) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3 サービス内容

(1) 身体介護

- ① 食事介助 ② 入浴介助 ③ 排泄介助 ④ 清拭 ⑤ 体位変換 等

(2) 生活援助

- ① 買い物 ② 調理 ③ 掃除 ④ 洗濯 等

(3) その他サービス

- ① 介護相談 等

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、基本料金(料金表)に対して、介護保険負担割合証に記載されている負担割合(1割、2割、3割)です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

[料金表—基本料金・通常時間] **要介護認定の方 ※一部料金記載**

身体介護	20分以上30分未満	30分～1時間未満	1時間～1時間30分未満	1時間30分以上 (30分増すごとに)
	2,696円	4,276円	6,265円	906円
生活援助	20分以上45分未満	45分以上	—	—
	1,977円	2,431円	—	—
初回加算	200	2,210円	—	—

料金表—基本料金・通常時間] **要支援認定の方**

介護予防・日常生活支援総合事業

サービスの内容 ※生活援助のみ		単位	基本利用料 (月額)	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
訪問型サービスⅠ	1週間に <u>1回</u> の介護予防訪問介護相当が必要とされる場合	1168	12,906円	1,291円	2,581円	3,872円
訪問型サービスⅡ	1週間に <u>2回</u> の介護予防訪問介護相当が必要とされる場合	2335	25,801円	2,580円	5,160円	7,740円
初回加算		200	2,210円	221円	442円	663円

訪問型サービス事業・訪問型サービス A

サービス内容	単位	基本利用料	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）	利用者負担（3割）
訪問型サービス A	235	2,596 円	259 円	519 円	778 円
初回加算	200	2,210 円	221 円	442 円	663 円

※介護員等処遇改善加算(Ⅰ) …… 利用料に 24.5%の上乗せ

※特定事業所加算(Ⅱ) …… 利用料に 10.0%の上乗せ

※介護報酬告示額に、地域区分毎の加算(1 単位=11.05 円)と、利用者負担割合を乗じた金額が、利用者負担金となります。

- ※ 基本料金に対して、早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）帯は 25%増し、深夜（午後 10 時～午前 6 時）は 50%増しとなります。
- ※ 上記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）定められた目安の時間を基準とします。
- ※ やむを得ない事情で、且つお客様の同意を得て、サービス従業者 2 人で訪問した場合は 2 人分の料金をいただきます。
- ※ 初回のサービス提供責任者のサービス（または同行）は、200 単位（2,210 円）をいただきます。
- ※ その他、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員処遇改善加算をいただきます。

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

サービスを提供する地域以外にお住まいの方は、サービス従業者がお尋ねするための交通費の実費をいただきます。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。(連絡先：ホームヘルプこもれび家族)

TEL 042-806-0350)

①	ご利用日の前営業日の 18 時までにご連絡いただいた場合 料	無
②	ご利用日の前営業日の 18 時までにご連絡がなかった場合 円	1,800

(4) その他

- ① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はお客様のご負担になります。
- ② 通院介助などで交通機関を利用した場合、サービス従業者の交通費はお客様のご負担になり

ます。

③ 料金の支払方法

料金の支払方法は、毎月月末締めとし、翌月 20 日までに当月分の料金を請求いたしますので、翌月 15 日までに お支払いください。お支払い方法は、原則指定口座へのお振込みとさせていただきますが、集金、振込にすることもできます。また、振替口座依頼書は、原本を金融機関へ提出後、原本の写しをお客様へお渡しいたします。

※当事業所の口座振替依頼書は複写式ではなく、写しのみとなります。

- ④ まれに、交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。
- ⑤ サービス期間中、当事業所のヘルパーが同行研修する場合がございますのでご了承ください。
- ⑥ お客様のご希望に沿ってヘルパーを決めておりますが固定ヘルパーご希望の場合、必ずしもご希望に添えない場合がございます。やむを得ずヘルパーが変更する場合がございますのでご了承ください。
- ⑦ 誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いをご遠慮下さい。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当ステーション職員がお伺いいたします。訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出ください。
- ② 当ステーションの都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービス終了します）
 - ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕又は要支援と認定された場合 ※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
 - ・ お客様が亡くなられた場合
- ④ その他
 - ・ 当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。

- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当ステーションや当ステーションのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当ステーションにより文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法

- ① 安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、当事業所の保全について計画的に取り組みます。
- ② 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、国分寺市、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ③ 全事項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録いたします。
- ④ 利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行いません。

7 当ステーションの訪問介護サービスの特徴など

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	有	変更を希望される方はお申し出ください
男性ヘルパーの有無	有	希望される方はお申し出ください
従業員への研修の実施	有	1ヶ月に1回全体研修があります
サービスマニュアルの作成	有	

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏 名	
	連絡先	
主治医への 連絡基準		

9 サービス内容に関する苦情

- (1) 当ステーションお客様相談・苦情窓口

管理者 _____ 電話 042-806-0350

- (2) その他（当社以外に、東京都・区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。）
- | | |
|-----------------------|--------------|
| 国分寺市福祉保健部高齢者支援課 | 042-325-0111 |
| 東京都社会福祉協議会 | 03-5283-7020 |
| 東京都国民健康保険団体連合会介護保険相談課 | 03-6238-0177 |

10 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し、同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組み、身体拘束のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。

- ① 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ② 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- ③ 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

11 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- ② 虐待防止のための指針を整備しています
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ④ 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 …… 管理者
- ⑤ 成年後見制度の利用を支援します。
- ⑥ 苦情解決体制を整備しています。
- ⑦ サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを国分寺市役所へ通報します。

12 衛生管理について

訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行い衛生的な管理に努めます。

また、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に実施します。

13 会社の概要

社名 株式会社 佐藤総研
資本金 1,000万円 (資本準備金含まず) ※平成26年1月1日現在
社員数 50名 (正社員のみ)
設立 平成16年 1月
所在地 東京都 国分寺市 西町 3-14-7
代表者 代表取締役 金子 有希

事業内容

訪問介護事業/居宅介護支援事業/通所介護事業/認知症共同生活介護

事業者 株式会社 佐藤総研
代表取締役 金子 有希 印

事業所 ホームヘルプ こもれび家族
説明者 印

(指定番号 1373101490 東京都)

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 印

代理人氏名 印